

平成20年9月県議会 一般質問原稿

-2008.9.30-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

県立病院の地方独立行政法人への移行と県内の医療体制について

県立病院の地方独立行政法人への移行に関して質問いたします。

県では、平成19年3月に「長野県病院事業経営健全化計画」を策定しました。この計画は、県立病院の「経営の健全化をより一層図り、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するため」、19年度からの5年間を計画期間とする、経営健全化計画です。

「高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するため」に策定した、この経営健全化計画の計画期間の2年目で、まだこの計画に基づく成果が示されていないこの時期に、県立病院の経営形態を移行することを明らかにしたということは、この経営健全化計画を策定した、意義や意味は、一体何だったのかということです。

確かにこの計画の中でも、「新たな経営形態の導入」として、「地方独立行政法人への移行も含め、最適な経営形態について検討してまいります」とあります。しかしながら、一方で、「この計画に沿って具体的な取組みを進め、1年ごとに評価を行うことにより、期間内における目標達成に努めます。」とあって、10億円を超える「損益」を設定した基準年度である、19年度の1年の評価しか終わっていない状況の中で、県立病院の経営形態の移行を明らかにすることが、ひとつ理解できません。

そこで以下、病院事業局長にお尋ねいたします。この経営健全化計画で位置付けられた、19年度の目標と実績に関する評価はどのようなのでしょうか。お聞かせ下さい。

その19年度の評価結果と、県立病院の経営形態の移行方針とは関係があるのでしょうか。この経営健全化計画そのものと、経営形態の移行方針との関係はどうなっているのでしょうか。併せてお尋ねいたします。

県立病院の地方独立行政法人への「目標移行時期」を22年4月といたしました。理由をお示しく
ださい。

答申書では、「県内では、これまで導入事例はありませんが、全国ではこれまでに25都道府県で34の法人が設立されています。」と示されています。「25都道府県で34の法人が設立されている」と、聞けば、全国的にも取り入れる自治体が多いとの印象を受けます。

しかしながら、病院事業に限定して考えた場合、本当に多いのでしょうか。私の知る限り、病院事業に限定した場合、大阪府、岡山県、宮城県等、それほど多くないように思います。病院事業、特に県立病院事業に限定した、全国の状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

また、全国的にそれほど導入事例が少ない病院事業の独法化が、長野県の病院事業にとって、本当に「最もメリットが大きい」と言えるのかどうか。全国的な状況から判断した、ご説明をお願いいたします。

地方独立行政法人の形態としては、法令上、非公務員型の一般地方独立行政法人と、公務員型の特定地方独立行政法人とがあります。

答申書では、公務員型と非公務員型のいずれの形態が望ましいかまでは、明らかになっていません。

22年4月を目標移行時期と設定した以上、いずれの形態を選択するかを、速やかに決めること

が求められていると考えます。

公務員型と非公務員型のいずれの形態が望ましいと考えているのでしょうか。形態を決定するのは、いつ頃を予定しているのか、お尋ねいたします。

勝山病院事業局長は、かつて、病院長として信州大学の国立大学法人化に携わった経験があるとお聞きしております。信州大学で取り組まれた時の方針、成果と評価についてはどのようにお考えでしょうか。

県立病院の地方独立行政法人への移行方針に関して、今現在、どのように考えているのでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

また、局長の任期は、22年3月末までです。22年4月を「目標移行時期」にしたということは、局長の任期中に県立病院を地方独立行政法人への移行準備を進めることとなりますが、そのことに関してどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

答申書では、「長野県の県立病院が担う役割・存在意義」として、「地域医療を守り、県民に対し『安心で質の高い医療』を提供するために存在しています。」とあります。

「地域の唯一の、中核病院としての役割を果たし、それぞれの地域にとって欠かせない施設となっています。」

私は、県立病院に過度な期待を持つかもしれませんが、県立病院はやはり、県立病院が立地している地域だけでなく、立地していない地域においても、『安心で質の高い医療』を県民に提供していく責務があると思います。

そして、それは県立病院が立地していない地域の県民に対しても、医療サービスを提供するだけでなく、県立病院が、他の市町村立の自治体病院の模範となるように、また、自治体病院の

リーダー的役割を担っていくことも必要だと考えます。

したがって、今後、県立病院が地方独立行政法人へ移行し、経営改善や医師確保に成功し、その成功事例のノウハウや経験が、県内の公立病院の模範となるようになることを、期待しています。

県内の自治体病院の模範となるという、観点からの「長野県の県立病院が担う役割・存在意義」については、どのように考えるのか、お尋ねいたします。

県立病院が地方独立行政法人に移行し、答申書でいう「やりがいの持てる給与制度の構築」を行い、優秀な医師を地方独立行政法人が確保することは、一面的には好ましいことです。

しかしながら、県内の自治体病院の医師が、独法になった県立病院の給与制度に魅力を感じ、県内の自治体病院から、独法法人に移る恐れはないのでしょうか。そうしたことによって、今日の医師不足に悩む県内の自治体病院の深刻な状況に拍車をかけるようなことにならないのでしょうか。

「競争原理」と言ってしまうえば、それまでなのかもしれませんが、財政力も乏しい県内の自治体病院からすれば、とても同じ土俵に立つことはできないと考えます。

こうした不安に関して、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、病院運営の基本的な考え方に関して、知事にお尋ねいたします。

本来、県立病院は、民間医療機関では対応が難しい、精神医療や高度小児医療、及び、山間へき地における医療など、採算性を確保することが困難な、医療を担っています。

このため、こうした不採算部門に関して、限りなく民間医療機関に近い、独法法人に移行しても、県の一般会計からは、適切な基準に基づく、負担金を支出することになると思います。

極端な話、独法法人に移行しても、県の一般会計から負担金が支出されるのであれば、この際、「へき地医療」や「高度・特殊医療」を、民間医療機関に実施してもらい、その実施する民間医療機

関に、県の一般会計から、必要な負担金を支出すれば良いのではないか、ということも考えられます。

「へき地医療」や「高度・特殊医療」という、いわゆる「政策医療」を地方独立行政法人が担う意義や役割を、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

医師不足をはじめとする、厳しい医療環境は当面続くものと考えられます。県民が安心して暮らせるためには、県内の医療体制をしつかりと守り、維持していかなければなりません。そのためには、県が主体性をもってリードしてほしいとの声が、非常に強く聞かれます。第5次長野県保健医療計画の基本理念に示されている、医療機関の機能分担と連携によるネットワーク化推進に向け、県内の公立病院、民間病院等との連携構築に向けて、取り組んでいただきたいと考えますが、衛生部長はどのようにお考えですか、お聞かせ下さい。